

三次市子ども計画の策定方針について

1 趣旨

こども基本法第10条に基づき、本市の子ども・子育て施策を総合的に推進するため、市子ども計画を策定する。

2 計画の基本的事項

(1) 計画の位置づけ

- ・こども基本法第10条第2項に基づく市町村子ども計画
- ・子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画
- ・次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく市町村行動計画
- ・子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項に基づく市町村計画
- ・三次市子どもの未来応援宣言を基本理念とした推進計画

(2) 計画期間

令和7年度～令和11年度（5年間）

(3) 計画策定に当たり勘案する事項

①こども大綱の勘案

こども大綱を勘案し、計画に盛り込む事項や施策体系等を検討する。

②県子ども計画（令和6年度策定予定）の勘案

県が今年度策定を進めている計画の情報を収集し、施策の整合性等を検討する。

③こどもの意見の反映

令和5年度に実施した「子どもの生活に関する実態調査」等により、子どもの意見を聴取し、施策の方向性等を検討する。

④現行計画等の振り返り等

第2期三次市子ども・子育て支援事業計画（R2～R6）及び子どもの未来応援宣言取組基本方針・個別事業（H30～R5）の取組状況や課題等の振り返りをするとともに、社会情勢の変化や、子どもの生活に関する実態調査、子ども・子育て支援に関する保護者のニーズ調査の結果等を踏まえ、施策の見直しと新たな取組の検討を行う。

(4) 計画策定体制

- ・関連する部署による庁内委員会を設置し、計画原案を作成
- ・子育て施策の総合的な推進等に関する審議会である子ども・子育て会議による意見聴取及び審議

(5) スケジュール

	令和 5年度	令和6年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
子どもの生活 実態調査	→												
ニーズ調査						→	→	調査	→	→			
策定				→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
子ども・子育て 会議							●	●		●	●	●	●
議会									●		●		●
パブリックコメント												→	

<参考>

<p>【こども基本法(抜粋)】</p> <p>第9条 (こども施策に関する大綱)</p> <p>2 こども大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>(1) こども施策に関する基本的な方針</p> <p>(2) こども施策に関する重要事項</p> <p>(3) 前二号に掲げるもののほか、こども施策を推進するために必要な事項</p> <p>3 こども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。</p> <p>(1) 少子化社会対策基本法第七条第一項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策</p> <p>(2) 子ども・若者育成支援推進法第八条第二項各号に掲げる事項</p> <p>(3) 子どもの貧困対策の推進に関する法律第八条第二項各号に掲げる事項</p> <p>第10条 (都道府県こども計画等)</p> <p>2 市町村は、こども大綱(都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画)を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画(以下この条において「市町村こども計画」という。)を定めるよう努めるものとする。</p> <p>5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。</p>
